

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>—法— (契約の締結)</p> <p>第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。</p> <p>5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれ</p>	<p>第七章 契約 第一節 通則 (事前決裁)</p> <p>第四百四十二条 契約をしようとするときは、当該契約に係る支出負担行為の決裁前に、当該契約の内容及び締結の方法を明らかにした伺書に、次の各号に掲げる書類を添えて、決裁を受けなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 契約書案 二 入札公告案及び入札心得書案 三 入札保証金又は契約保証金を要するものにあつてはその調書 四 工事又は製造の請負契約にあつては設計書及び仕様書 五 物件の購入に係るものにあつては品質数量等の調書及び仕様書 六 その他必要と認める書類</p>	<p>第七章 契約</p> <p>第一四二条関係 事前決裁について</p> <p>1 「支出負担行為の決裁前に、………決裁を受けなければならない。」とは、支出負担行為の決議をおこす前に売買、貸借、請負、その他の契約に係る起工伺（変更伺、入札執行伺を含む。）、公有財産の取得に関する伺書、普通財産の貸付、譲渡及び交換に関する伺書、又は物品の購入（修繕）伺書等により、決裁を受けることをいうものであること。</p> <p>2 ただし書の「知事が別に定めるもの」とは、委任規則別表又は決裁規程別表二に、それぞれ事前決裁を必要としない場合を規定されているもの等を指すものであるが、物品の購入の場合で、本条ただし書に該当し事前決裁を必要としないものについては、第二三八条の規定による購入手続きによるものであること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>を定める。</p> <p>(長期継続契約)</p> <p>第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>—令—</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第六百六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。</p> <p>—令—</p> <p>(一般競争入札の参加者の資格)</p> <p>第六百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。</p> <p>一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨</p>	<p>第二節 一般競争入札</p> <p>(一般競争入札参加者の資格審査等)</p> <p>第四百四十三条 知事又は契約について委任を受けた職員（以下「契約担当者」という。）は、令第六百六十七条の五の規定により一般競争入札の参加者の資格を定めた場合には、その定めるところにより、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>2 前項の審査の結果資格を有するものと決定した者については、名簿を作成しなければならない。</p> <p>第四百四十四条 削除</p>	

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p> <p>六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。</p> <p>七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p>第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。</p> <p>第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。</p> <p>（一般競争入札の入札保証金）</p> <p>第百六十七条の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p>	<p>（入札保証金）</p> <p>第百四十五条 契約担当者は、入札に参加しようとする者をして、その者の見積金額の百分の五以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、公有財産を売</p>	<p>第一四五条関係 入札保証金について</p> <p>1 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を納付させる目的は入札者が落札者となつた場合、当該入札に係る契約を締結すべき義務の履行を担保するため</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。</p>	<p>払う場合において、情報通信の技術の利用により行う入札及び入札から落札者の決定までに一定の期間を設ける入札（以下「公有財産売払特例入札」という。）に付するときは、公有財産の売払いの予定価格の百分の十の金額の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する担保は、次の各号に掲げるものとし、その価値は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国債、地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治四十一年勅令第二百八十七号）の例による額</p> <p>二 日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の十分の八に相当する金額</p> <p>三 銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 額面金額</p> <p>四 銀行その他確実と認める金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>五 為替証書（郵便貯金銀行が発行する為替証書をいう。） 為替証書金額</p> <p>（入札保証金の減免）</p> <p>第百四十六条 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、入札保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。</p> <p>一 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>二 一般競争入札に付する場合において、令第百六十七条の五及び令第百六十七条の五の二の規定に基づきその資格を有する者で、過去二年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類</p>	<p>のもので、万一落札者が契約を締結しない場合に、県がこうむる損害のてん補を容易にするためのものであり、従つて、法第二三四条第四項に落札者が契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、県に帰属する旨の規定が設けられていること。</p> <p>2 第三項第三号及び第四号中「銀行、その他確実と認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二九年法律第一九五号）第三条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他貯金の受入れを行う組合）をいうものであること。</p> <p>第一四六条関係 入札保証金の減免について</p> <p>1 令第一六七条の七第一項の規定において、入札保証金は例外なく納付させなければならないとされているが、自治省通達（準則）による入札保証金を減免できる場合の要件が規定されていること。</p> <p>(1) 第一号の保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約に係る保証（保険）金額は、入札保証金の額（見積金額の百分の五以上）であること。</p> <p>(2) 第二号中「県」とは、当該部課又は当該財務担当所のみならず県全般の意味であり、「本県以外の地方公</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
	<p>及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>三 その他知事が特に認めるとき。</p>	<p>「福 岡 県 財 務 規 則 運 用 要 綱」</p> <p>「福 岡 県 財 務 規 則 運 用 要 綱」とは、他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区又は地方開発事業団をいうこと。「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事又はこれらの工事に含まれない工事については、専門工事（建設業法（昭和二四年法律第一〇〇号）別表に掲げるものをいう。）の区分、船舶（建造及び修理）等の分類をいい、物品関係にあつては、入札参加資格決定通知書に記載された契約の種類の一部をいうものであること。また、「規模」とは、契約金額を指し、「数回以上」とは、二回以上を意味するものであること。</p> <p>なお、建設工事（建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。）関係については、競争入札の入札参加者の資格が設計金額又は見積金額に応じてA、B、C等の等級別に格付されている場合は、その入札に参加することができる格付区分の金額の範囲（アスファルト舗装工事を除き、当該格付区分の直近上下の金額の範囲を含む。）を、物品関係にあつては、当該入札に係る見積金額の二割に相当する金額より高い金額の範囲をそれぞれ「規模をほぼ同じくするもの」として取り扱ってさしつかえないこと。</p> <p>(3) 第三号中「その他知事が特に認めるとき」とは、総務事務厚生課長が行う物品の購入において電子情報処理組織を使用して手続きを行う一般競争入札による場合で、令第一六七条の四及び令第一六七条の五の規定により知事が定める資格を有し、その者が落札者となつた場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときをいうこと。</p> <p>(4) 本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間における契約について、その者が過去二年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したか否かは、当該発注者（契約者から証明の権限を委任された者を含む。）の証明書（おおむね次の様式によること。）を提出させて確認することとするが、たとえ過去の実績は確認できても、落札した場合に当該契約を締結しないおそれがないか否かについては十分検討すべきであること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱																										
<p style="text-align: center;">—令—</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第百六十七条の六 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関</p>	<p style="text-align: center;">(入札保証金の還付)</p> <p>第百四十七条 入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。</p> <p style="text-align: center;">(入札の公告期間)</p> <p>第百四十八条 契約担当者は、一般競争入札の方法により競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して十日前までに、県公報もしくは新聞紙に掲載し、又は掲示その他の方法により、公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は第二百三十八条の二の規定により</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 (建設工事の場合)</p> <p style="text-align: center;">工事履行証明書 (例示)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>契約年月日</th> <th>契約金額円</th> <th>工事名称</th> <th>工期</th> <th>しゅん工年月日</th> <th>その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">請負人住所 称号及び営業所 代表者名</p> <p>上記工事について誠実に履行されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">証明者名 印</p> <p style="font-size: x-small;">備考 工事名称には、「一般国道○号線○市内第○区舗装工事」のように具体的に記入すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 (物品の場合)</p> <p style="text-align: center;">物品購入証明書 (例示)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>契約年月日</th> <th>納入納期限</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>金額円</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">納入者住所 称号及び営業所 代表者名</p> <p>上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">証明者名 印</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">2 官公署、公共団体及び独立行政法人等が入札に参加しようとするときは、入札保証金を納付させる必要はないこと。</p>	契約年月日	契約金額円	工事名称	工期	しゅん工年月日	その他必要事項							契約年月日	納入納期限	品名	規格	数量	金額円	備考							
契約年月日	契約金額円	工事名称	工期	しゅん工年月日	その他必要事項																							
契約年月日	納入納期限	品名	規格	数量	金額円	備考																						

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>物品を購入する場合は、入札の期日の五日前までに公告することができる。</p> <p>2 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る入札の公告の期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第六条に規定する見積期間によらなければならない。</p> <p>（公告の事項）</p> <p>第百四十九条 前条の規定により公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。</p> <p>一 一般競争入札に付する事項</p> <p>二 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>三 契約条項を示す場所</p> <p>四 入札及び開札の場所並びに日時</p> <p>五 入札保証金に関する事項</p> <p>六 無効入札に関する事項</p> <p>七 その他必要と認める事項</p> <p>（再度公告入札の公告期間）</p> <p>第百五十条 入札者がいないとき、又は令第百六十七条の八第四項に規定する再度の入札をしても落札者がいないとき若しくは落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときの公告期間については、第百四十八条第一項ただし書の規定を準用する。</p> <p>（予定価格）</p> <p>第百五十一条 契約担当者は、その入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その価格（以下「予定価格」という。）を記載した予定価格調書（建設工事、物品購入及び印刷の発注に係るものにあつては様式第百三十号によるものとする。）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。ただし、四十万円未満の物品を購入する場合及び事前決裁が不要なもので随意契約の方法による場合において、秘密が確保されると認められるときは、封書によらず総務部長の指示する方法によることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、知事が別に定</p>	<p>第一四九条関係 公告の事項について</p> <p>入札書を電磁的記録により作成することができる場合は、第七号に掲げる「その他必要と認める事項」として、その旨を公告すること。</p> <p>第一五一条関係 予定価格について</p> <p>1 予定価格は、県が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準とするものであつて、競争の公正性を確保しようとするものであるから、常に厳正公平になされなければならない。かつ、その秘密の保持に関しては、特別の配慮を要するものであること。</p> <p>なお、物品を購入する場合において、電子情報処理組織で行う一般競争入札では、封書に代えて、電子情報処理組織に記録し内容が認知できない方法によることができること。</p> <p>また、「総務部長が指示する方法」とは、伺書の中に</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>—令— (一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合) 第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低</p>	<p>めるところにより予定価格を入札前に公表するときは、予定価格調書を封書にしないことができる。</p> <p>(予定価格の決定方法) 第百五十二条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、加工、売買、供給及び使用等に係る契約にあつては、単価について予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(低価格入札) 第百五十二条の二 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格が予定価格算出の基礎となつ</p>	<p>予定価格調書を折り込む方法をいうものであること。</p> <p>2 第一六三条第一項ただし書及び第二項に該当する場合は、第一六四条ただし書の規定により本条に定める予定価格及び予定価格調書は省略することができるものであること。</p> <p>3 前記2以外の物品の購入又は印刷物の発注を随意契約により行なう場合で、次に掲げるものについては、第一六三条第一項ただし書中「知事が別に定めるもの」として、前記2の趣旨により予定価格調書のみは省略できるものであること。</p> <p>(1) 事前決裁を必要としない物品の購入において、予定価格が定価又は市価の何割引として簡単に算出できる物品の購入</p> <p>(2) 本庁における主務課発注に係る印刷物(第二三八条第一項第二号によるもの)及び財務担当所における印刷物の発注 この場合、物品購入請求書又は物品購入(修繕)伺書に(1)の場合にあつては、「¥○○○定価(又は市価)の○○%引」と記載し、(2)の場合にあつては、「¥○○○円」と記載すること。</p> <p>4 物品の売り払いについては、物品の購入の場合に準じ、予定価格調書により予定価格を定めるものであること。</p>

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p> <p>第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を</p>	<p>た直接工事費及びその他必要な経費の合計額（これにより難しいものについては、予定価格の百分の七十から百分の九十までの割合を乗じて得た額の範囲内において契約当事者が定める額）に満たないときは、その者を落札者としないうることができる。</p> <p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第百五十三条 契約当事者は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設けようとするときは、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費の割合その他の条件を考慮し、予定価格に百分の七十から百分の九十までの割合を乗じて得た額の範囲内において適正に定めなければならない。</p> <p>2 契約当事者は、前項の規定により最低制限価格を設けたときは、第百五十一条に規定する予定価格調書にこれを併記するものとする。</p>	<p>第一五三条関係 最低制限価格の設定について</p> <p>最低制限価格制度については、令第一六七条の一〇第二項において「当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるとき」と規定されているので、画一的にこの制度を運用することなく個々の工事又は製造の請負契約について、特に必要があるかどうかを判断し、最低制限価格採用の是非を決定するものであること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない</p> <p>6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。</p> <p>—則—</p> <p>第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項及び第五項(これらの規定を同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。</p> <p>—令—</p> <p>(一般競争入札の開札及び再度入札)</p> <p>第六十七条の八 一般競争入札の開札は、第六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当</p>	<p>(入札書)</p> <p>第五十四条 入札は、入札書(建設工事、物品購入及び賃借に係るものにあつては様式第三十一号によるものとする。)に必要事項を記載し、封書にして行わなければならない。ただし、契約担当者が封書による必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する入札書は、公有財産売却特例入札の場合には、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該入札書とみなす。</p> <p>(入札の中止)</p> <p>第五十五条 契約担当者は、入札前において、天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止することができる。</p> <p>2 中止の理由がやんだ後、あらためて入札をしようとするときは、第四十八条及び第四十九条の規定によらなければならない。</p> <p>(入札の無効)</p> <p>第五十六条 入札が次の各号の一に該当する場合は、その者の入札を無効とする。</p>	<p>第一五四条関係 入札について</p> <p>1 ただし書中「封書による必要がないと認めるとき」とは、入札の終了後直ちに開札する場合で、入札者全員が開札に立ち会うときであること。 なお、封書によらない入札においても、公正な入札の執行が確保されるよう十分な配慮をすべきものであること。</p> <p>2 物品を購入する場合において、電子情報処理組織により行う一般競争入札手続では、入札書の提出の前に、証明書等提出書(要綱様式第四〇号)を提出させ、入札参加者の資格について確認しなければならない。</p> <p>第一五六条関係 第五号中、「入札者が判明できないとき」には、電子情</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。</p> <p>3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。</p> <p>（一般競争入札のくじによる落札者の決定）</p> <p>第百六十七条の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>—法—</p> <p>第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <p>一から四 略</p> <p>五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。</p> <p>六から七 略</p>	<p>一 金額の記載がないもの。</p> <p>二 法令又は入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>三 同一入札者が二以上の入札をしたとき。</p> <p>四 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>五 入札書に入札者又はその代理人の記名押印（公有財産売払特例入札の場合にあつては、氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が定める措置）がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>六 入札保証金が第百四十五条第一項又は第二項に規定する金額に達しないとき。</p> <p>七 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。</p> <p>2 無効入札をした者及び第百五十三条の規定により最低制限価格を設定した場合において最低制限価格に満たない入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>（設計付入札）</p> <p>第百五十七条 設計付入札にあつては、設計及び入札金額によつて落札者を決定するものとする。</p> <p>（落札通知）</p> <p>第百五十八条 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに、入札者に対し、落札決定の通知をするとともに、落札者に対し、契約締結についての必要事項を通知しなければならない。</p> <p>（契約締結の時期）</p> <p>第百五十九条 契約担当者は、落札者が決定したときは、第百六十七条の規定により契約書を作成しない場合を除き、前条に規定する通知の日から原則として七日（福岡県の休日等を定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に、落札者と契約書を取り交わさなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議会の議決に付すべき契約条例（昭</p>	<p>報処理組織による入札で不正な電子署名がなされている場合を含むものである。</p> <p>第一五九条関係 契約締結の時期について</p> <p>「通知の日から原則として七日以内」とは、落札者に対し契約の締結に必要な事項を通知した日（文書による通知の場合は、当該文書を発送した日）の翌日から起算して原則として七日以内であること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱				
<p>八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。 九から十五 略</p> <p>—令—</p> <p>第二百一十一条の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <p>2 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <p>別表第三（第二百一十一条の二関係）</p> <table border="1" data-bbox="136 724 743 783"> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td>都道府県 千円 五〇〇, 〇〇〇</td> </tr> </table> <p>別表第四（第二百一十一条の二関係）</p> <table border="1" data-bbox="136 812 743 1070"> <tr> <td>不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い</td> <td>都道府県 千円 七〇, 〇〇〇</td> </tr> </table> <p>—議会の議決に付すべき契約条例—</p> <p>他の法令に特別の定めがある場合を除き、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格五億円以上の工事又は製造の請負とする。</p> <p>—福岡県有財産の取得、管理及び処分に関する条例— (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)</p> <p>第二条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、</p>	工事又は製造の請負	都道府県 千円 五〇〇, 〇〇〇	不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県 千円 七〇, 〇〇〇	<p>和三十九年福岡県条例第三十四号) 及び福岡県有財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第三十三号)の規定により議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約書となる旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。</p>	
工事又は製造の請負	都道府県 千円 五〇〇, 〇〇〇					
不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県 千円 七〇, 〇〇〇					

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p> 予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。 一令一 （指名競争入札） 第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 （指名競争入札の参加者の資格） 第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。 （指名競争入札の参加者の指名等） 第百六十七条の十二 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。 2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。 3 第百六十七条の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。 4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第百六 </p>	<p> 第三節 指名競争入札 （入札者の指名） 第百六十条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者をなるべく五人以上指名しなければならない。 2 前項の規定により指名するときは、次の各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。 一 指名競争入札に付する事項 二 契約条項を示す場所 三 入札及び開札の場所並びに日時 四 入札保証金に関する事項 五 無効入札に関する事項 六 その他必要と認める事項 （入札者の変更） 第百六十一条 指名競争入札において、落札人がないときは、随意契約による場合のほか、新たに入札に参加する者を指名して、更に指名競争入札に付することができる。 （入札保証金） 第百六十一条の二 第百四十五条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。 2 次の各号に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、入札保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。 一 指名競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 二 指名競争入札に付する場合において、令第百六十七条の十一の規定に基づき、知事が定める資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 </p>	<p> 第一六〇条関係 入札者の指名について 第一項の規定は、契約の種類及び金額に応じ同一の指名競争入札参加者の資格を有する者のうちから「なるべく五人以上」を指名し、適正な契約を確保するために、多数の者による公正な競争を行なわせる趣旨のものであるから、適格業者を公正に指名することに十分な配慮を必要とすること。 </p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱												
<p>十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を選定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第六十七條の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。</p> <p>（指名競争入札の入札保証金等）</p> <p>第六十七條の十三 第六十七條の七から第六十七條の十まで及び第六十七條の十の二（第六項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。</p> <p>（随意契約）</p> <p>第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第六十二條 第六十三條、第六十七條及び第六十一條から第六十九條までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。</p> <p>第四節 随意契約</p> <p>（範囲）</p> <p>第六十二條の二 令第六十七條の二第一項第一号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の表の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額を超えない場合とする。</p> <table border="1" data-bbox="801 885 1406 1066"> <tbody> <tr> <td>一 工事又は製造の請負</td> <td>二百五十万円</td> </tr> <tr> <td>二 財産の買入れ</td> <td>百六十万円</td> </tr> <tr> <td>三 物件の借入れ</td> <td>八十万円</td> </tr> <tr> <td>四 財産の売払い</td> <td>五十万円</td> </tr> <tr> <td>五 物件の貸付け</td> <td>三十万円</td> </tr> <tr> <td>六 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（特定の随意契約に係る手続）</p> <p>第六十二條の三 契約担当者は、令第六十七條の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契約を行う場合は、次に掲げる手続をとらなければならない。</p> <p>一 契約を締結しようとする前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。</p> <p>二 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結の状況を</p>	一 工事又は製造の請負	二百五十万円	二 財産の買入れ	百六十万円	三 物件の借入れ	八十万円	四 財産の売払い	五十万円	五 物件の貸付け	三十万円	六 前各号に掲げるもの以外のもの	百万円	<p>第一六二條の二関係</p> <p>随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたに過ぎないものであり、不利な条件（割高な価格による買入や割安な価格での売払等）による契約の締結までも許容したものではないこと。有利な価格により契約を締結すべきことは、競争入札による契約であると随意契約であることを問わず契約の大原則であること。</p>
一 工事又は製造の請負	二百五十万円													
二 財産の買入れ	百六十万円													
三 物件の借入れ	八十万円													
四 財産の売払い	五十万円													
五 物件の貸付け	三十万円													
六 前各号に掲げるもの以外のもの	百万円													

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>八十四号) 第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。) 若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号) 第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号) 第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で</p>	<p>公表すること。</p> <p>(見積書)</p> <p>第六十三条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書(建設工事に係るものにあつては様式第三百三十二号その一により、物品購入及び賃借に係るものにあつては原則として様式第三百三十二号その二及びその三によるものとする。)を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるものの購入及び契約並びにその他の契約で目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、これを徴さないことができる。</p> <p>一 法第二百三十八条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げるもの</p> <p>二 新聞その他の定期刊行物</p> <p>三 例規等の追録</p> <p>四 価格、送料等が表示されている書籍類</p> <p>五 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品</p> <p>六 既にされた単価契約に基づいて購入する物品</p> <p>七 取引の実例価格等を考慮して、価格が適正と認められる一件の購入代金が十万円以下の需用品(印刷物にあつては、一件の購入代金が五万円以下のもの。)、原材料品及び備品並びに一件の契約金額が十万円以下の役務費及び使用料及び賃借料</p> <p>八 被留置者の医療に要する経費</p> <p>2 前項の規定により見積書を徴する場合において、生産品、即売品又は競り売りにより購入した物品についてはその取扱いをした職員の証明書、委託販売又は法令等に基づき供出したものについては委託者又は取扱団体が発した精算書、官公署との契約又は電気、ガス若しくは水の供給に係る契約についてはその官公署又は供給者が発した価格表示の書類及び収容者等の給食に必要な給食材料については計算書をもつて見積書に代えることができる。</p>	<p>第一六三条関係 随意契約及び見積書について</p> <p>1 随意契約によることができる場合は、令第一六七条の二第一項各号に掲げる場合に該当するときに限ることとされているが、第二号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例は概ね次のとおりであること。</p> <p>(1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。</p> <p>(2) 特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより、物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき。</p> <p>(3) 試験のため工作物及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。</p> <p>(4) 県の行為を秘密にする必要があるとき。</p> <p>(5) 運送又は保管をさせるとき。</p> <p>(6) 学校、試験場その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。</p> <p>(7) 条例又は議会の議決により財産を譲与又は無償貸付をすることができる者に、当該財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。</p> <p>(8) 非常災害による罹災者に、県の生産に係る建築材料を売り払うとき。</p> <p>(9) 罹災者又は救護を行なう者に、災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。</p> <p>(10) 外国で契約を締結するとき。</p> <p>(11) 国又は公共団体と直接契約(公益を目的としたものに限る。)を締結するとき。</p> <p>(12) 学術又は技芸の試験研究等を行なう者に対し、必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。</p> <p>(13) 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。</p> <p>(14) 公益事業の用に供するため、必要な物件を直接に事業者売り払い、又は貸し付けるとき。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱									
<p>定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。</p> <p>四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。</p> <p>五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>六 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>九 落札者が契約を締結しないとき。</p> <p>2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。</p> <p>3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。</p> <p>4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。</p> <p>別表第五（第百六十七条の二関係）</p> <table border="1" data-bbox="123 1262 741 1348"> <tr> <td data-bbox="123 1262 293 1321">一 工事又は製造の請負</td> <td data-bbox="293 1262 562 1321">都道府県及び指定都市</td> <td data-bbox="562 1262 741 1321">二百五十万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="293 1321 562 1348">市町村（指定都市を除く）</td> <td data-bbox="562 1321 741 1348">以下この表において同じ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="562 1348 741 1348">百三十万円</td> </tr> </table>	一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円		市町村（指定都市を除く）	以下この表において同じ			百三十万円		<p>福岡県財務規則運用要綱</p> <p>(15) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故のある者に売り払い又は貸し付けるとき。</p> <p>(16) 公法人、一般社団法人及び一般財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救護施設と契約を締結する場合、当該契約が「競争入札に適しないもの」であるとき。</p> <p>(17) 物品の種類（第一四六条関係1の(2)）を同じくする指名競争入札参加者の資格を有する者が、二人以内の少数であるとき。</p> <p>(18) 多数の品目の物品を一括購入する場合であつて競争入札によることが、不経済又は不相当であるとき。</p> <p>(19) 県営林経営に係る新・補植、保育（下刈、つる切、除伐、保育間伐、枝打）、施肥、保護（害虫駆除または防火線、作業道および造林小屋の建物修理、境界標、土塚および標柱の建設ならびに雪風害復旧）および素材生産事業（伐倒散乱処分、山床処分、中継土場処分、最終土場処分の各生産工程）について県営林所在の地区、森林組合または共同作業班（県が労務対策の一環として要請している労務班）と契約を締結するとき。</p> <p>(20) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一八五号）第四八条第一項の規定に基づく自動車の定期点検及び同法第五八条第一項の規定に基づく自動車の検査を業者に委託して行うとき並びに当該自動車が同法に規定する保安基準に適合しない状態又はそのおそれのある状態にあると認められるときに、これを是正するため必要と認める整備を当該業者に行わせるとき。</p> <p>2 随意契約によるときは、なるべく二人以上の者から見積書を提出させ、予定価格の範囲内（第一項ただし書及び第二項に該当する場合を除く。）で価格を比較検討し、必要に応じて再度の見積り合せを行い、最も有利、かつ、確実な条件を備えた者と契約をすること。</p> <p>3 第一項ただし書中「知事が別に定めるもの」とは、次のとおりであること。</p> <p>(1) あらかじめ料金が定まっている会場等の賃借料</p> <p>(2) 一件の修繕代金が一〇〇、〇〇〇円以下の物品の修繕</p> <p>(3) 一件の修理代金が一〇〇、〇〇〇円以下の庁舎、住宅又は窓ガラス、水道管等公有財産の修理</p>
一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円									
	市町村（指定都市を除く）	以下この表において同じ									
		百三十万円									

地方自治法・地方自治法施行令等		福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円 市町村 八十万円		<p>(4) 法令、条例によつて定められた取引価格(料金)による契約その他特別の事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの</p> <p>4 第一項ただし書に該当しない場合で、見積書は徴するが、二人以上からは、提出させることができないか又は提出させる必要がないときは、その理由を物品購入(修繕)伺書又はその他の書類に記載し決裁を受けること。 なお、分解等の作業をしなければ見積もることができない特殊な修繕及び修理は、金額にかかわらず二人以上から提出させる必要がないときに該当するものであるが、理由の記載は必要であること。</p> <p>5 「価格、送料等が表示されている書籍類」とは、当該書籍類に価格送料が明示されているもの又は申込の誘引の文書に価格送料が明示されており、その価格でなければ購入することができない図書、地図および手帳の類ならびに記録調査用の用紙カード類も含むものである。</p> <p>6 第一項第七号の「取引の実例価格等」とは、購入当時に市中で現に取引されている実例価格や、同種の契約内容に係る契約実績をいうものであること。また、「価格が適正と認められる」とは、購入又は契約しようとする価格又は金額が取引実例価格等と比較検討して適正であると認められることをいうものであることに留意すること。 また、一件の修繕代金が一〇〇,〇〇〇円以下の物品の修繕および一件の修理代金が一〇〇,〇〇〇円以下の庁舎、住宅又は窓ガラス、水道管等公有財産の修理については、その予定価格決定の事務執行上において、技術的に又は実質的に困難なむきもあるため、見積書を徴さないことができることとされているが、この場合の業者の選定については、特に慎重を要するものであること。</p> <p>7 3の(3)に該当する場合は、支出負担行為の説明欄に工事名、工事の概要(工事設計書に近い内容のもの)、工事施工人、工事(修繕)金額、工期、しゅん工検査員等を記載すること。</p> <p>8 見積書を徴さない場合であっても、契約の相手方に履行期限や契約内容を明示する必要があると認めるときは、仕様書を作成し相手方に交付すること。</p>
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八十万円 市町村 四十万円		
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五十万円 市町村 三十万円		
五 物件の貸付け	三十万円		
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 百万円 市町村 五十万円		
一則一			
<p>第十二条の二の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者(以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。</p> <p>一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品</p>			

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。</p> <p>二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。</p> <p>三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。</p> <p>2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。</p> <p>一 新商品の生産の目標</p> <p>二 新商品の内容</p> <p>三 新商品の生産の実施時期</p> <p>四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画(前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>—令—</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第六十四條 第五十一條、第五十二條、第五十八條及び第五十九條の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、前條第一項ただし書及び第二項に該当する場合において、第五十一條及び第五十二條の規定は、準用しない。</p> <p>第五節 せり売り</p>	<p>9 第一項において「(物品購入及び賃借に係るものにあつては原則として様式第三百三十二号その2及びその3によるものとする。)」とは、業者様式による見積書を認める意味であり、当該見積書には、見積先名、見積年月日、見積業者名及び印並びに見積内容及び見積金額が記載されていること。</p> <p>なお、八管行第二七五号(平成九年三月三十一日付)総務部長通達により、見積もつた金額の一〇五分之一〇〇に相当する金額を見積書に記載させる必要があること。</p>

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>(せり売り) 第六十七条の三 地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。 (せり売りの手続) 第六十七条の十四 第六十七条の四から第六十七条の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。</p>	<p>(せり売り) 第六十五条 第四十三条から第五十二条まで、第五十五条、第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。</p> <p>第六節 契約の締結 (契約書) 第六十六条 契約担当者は、契約の締結をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに、当該契約書に記名押印しなければならない。ただし、第四号から第十二号までの事項で契約の性質又は目的により契約書に記載する必要のないものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 契約の内容 二 契約金額 三 履行期限 四 契約保証金に関する事項 五 契約履行の場所 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 七 監督及び検査に関する事項 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項 九 危険負担に関する事項 十 かし担保責任に関する事項 十一 契約の変更及び解除に関する事項 十二 契約に関する紛争の解決方法 十三 その他必要な事項 <p>2 前項の規定により契約書を作成する場合において、建設工事に係るものは工事請負契約書（様式第三百三十三号）物品購入に係るものは物品売買契約書（様式第三百三十三号の二）によるものとする。</p> <p>3 知事は、必要があるときは、前項に定めるもののほか、標準となるべき契約書を定めるものとする。</p>	<p>第一六六条関係 契約書について 第一項第四号から第一二号までの事項について「契約書に記載する必要のないもの」とは、契約締結後その事項についての紛争等の問題が全くおこりえない場合に限定されるものであること。 例えば、「違約金及び遅延損害金」について「契約書に記載する必要のないもの」とは、物品を購入する契約を締結する場合において、契約締結と同時に物品を検収して受領するようなとき等をいうものであること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
	<p>(契約書の省略)</p> <p>第百六十七条 次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>一 一件百万円未満の指名競争入札による契約又は随意契約を締結するとき（不動産の買入れ又は売払いに係るものを除く。）。</p> <p>二 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を直ちに引き取るとき。</p> <p>三 競り売りに付するとき。</p> <p>四 第二百三十八条の二の規定により物品を購入する場合で、一件百六十万円以下の契約を締結するとき。</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に認める随意契約を締結するとき。</p> <p>2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約の適正な履行を確保するため、請書（物品購入及び賃借に係るものにあつては様式第三百一十一号及び第三百三十二号、建設工事に係るものにあつては様式第三百三十四号によるものとする。）又は契約の内容を明らかにした書面を速やかに提出させなければならない。ただし、前項第二号及び第三号の規定による場合並びに第百六十三条第一項ただし書の規定により見積書を徴さない場合は、この限りでない。</p> <p>(前金払及び部分払)</p> <p>第百六十八条 契約担当者は、必要がある場合は、前金払の契約をすることができる。この場合において、建設工事に係る契約にあつては、契約金額五十万円以上のものに限るものとする。</p> <p>2 契約担当者は、必要がある場合は、契約の履行の完了前に代価の一部を支払う（以下「部分払」という。）契約をすることができる。</p> <p>3 前項に規定する部分払の金額は、請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の十分の九、物件の購入契約にあつては、その既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、第百八十四条第二項の規定による部分引渡しを受けた場合は、引渡しを受けた既済部分に対し、第百八十五条の規定により部分使用をした場合は、その使用部</p>	<p>第一六七条関係 契約書の省略について</p> <p>1 契約書の作成を省略することができる場合であつても、契約の相手方の責に帰すべき理由により、契約を解除し又はその履行期限が遅延するおそれがあるときは、第一七二条に規定する違約金の徴収又は第一七三条に規定する遅延損害金の徴収をする旨を明らかにした契約書又は請書により契約を締結すること。</p> <p>2 第二項の規定による請書とは、契約書の作成を省略する場合において、契約の完全な履行を確保するため契約の内容とされる主要な事項について、契約書の作成に代えて、契約の相手方から契約の履行を誓約させるために徴する書類であること。よって、第一六三条関係8により仕様書を交付した場合は、請書を徴すること。</p> <p>3 第二項の規定による「賃借」で請書によることができる場合に該当する事例は、令第一六七条の二第一項第一号及び第二号に該当するもののうち、次のとおりであること。</p> <p>(1) 土地・建物の賃借で、借地借家法（平成三年法律第九〇号）の適用を除外される一時使用の場合</p> <p>(2) 会場の賃借で、第一六三条関係3の(1)以外のもの</p> <p>(3) 貸切バス、ハイヤー及び五トン未満の船舶等の賃借で、日又は時間を単位とする場合</p> <p>(4) 機械器具等の賃借で、その期間が短時間の場合</p> <p>第一六八条関係 前金払及び部分払について</p> <p>第一項関係</p> <p>1 契約の更改により、五〇万円未満の請負金額が増加し、五〇万円以上となつた場合においては、当該増加額が五〇万円以上である場合に限りその増加額に対し前金払ができるものであること。</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律第一三条第二項の規定により保証事業会社に保証金の支払を請求した場合の当該保証金の受入れは、歳入に収入することとし、納入通知書を保証事業会社に交付し、一般の収入の手続きによるものであること。この場合においては、当該保証金を財源として当該工事費に係る歳出予算補正の措置が必要となることもあるので留意されたいこと。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>—法— (契約の履行の確保) 第二百三十四条の二 略 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。 —令— (契約保証金) 第百六十七条の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。 2 第百六十七条の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。</p>	<p>分に対し、その代価の全額まで支払うことができる。 4 部分払の回数は、次に掲げる基準によらなければならない。 一 契約金額五十万円をこえ百万円までの契約にあつては、一回 二 契約金額百万円をこえ二百万円までの契約にあつては、二回以内 三 契約金額二百万円をこえ四百万円までの契約にあつては、三回以内 四 契約金額四百万円をこえる契約にあつては、三回に、三百万円又は三百万円未満を増すごとに一回を加えた回数以内 5 部分払をする場合において、前金払をしたものについては、別に定めるものを除き、その契約金額に対する部分払の金額の割合を、前金払金額に乗じて得た金額を控除するものとする。 (契約保証金) 第百六十九条 契約当事者は、契約の相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約当事者は、公有財産売払特例入札の場合は、公有財産の売払いの予定価格の百分の十の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。 3 前二項に規定する担保は、次の各号に掲げるものとし、その価値は、当該各号に定めるところによる。 一 第百四十五条第三項各号に掲げるもの 当該各号に定めるところによる。 二 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 その保証する金額 4 契約の相手方が、入札の際、入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供している場合は、これを契約保証金又は担保に充当することができる。 5 契約内容の変更により契約金額の三割以上の増減額を生じたときは、これに相当する契約保証金又はこれに代わる</p>	<p>第五項関係 「別に定めるもの」とは、建設工事に係る契約等契約書様式に別段の定めがあるものをいうものであること。 第一六九条関係 契約保証金について 第一項関係 契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を納付させる目的は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないことにより県が損害をこうむった場合、当該損害の賠償に充てるべき金額を予納させる性格のものであり、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、契約で特別の定めをした場合のほか、その契約保証金は県に帰属する旨の規定が設けられていること。（法第二三四条の二第二項） 第三項関係 「契約保証金に代わる担保」のうち第一号に掲げるものについては、第一四五条第三項に規定する入札保証金に代わる担保と同様であり、運用については同条関係を参照されたいこと。 第四項関係 入札保証金を契約保証金に充当する手続については、「第一九一条関係、入札保証金の払戻手続について」の3を参照されたいこと。 第六項関係</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
	<p>担保を追加して納付若しくは提供させ又は契約の相手方の請求により、これに相当する金額又は担保を還付するものとする。</p> <p>6 契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後、還付する。</p> <p>(契約保証金の減免)</p> <p>第七十条 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。</p> <p>一 県の内部の相互間で物品を売り払うとき。</p> <p>二 契約の相手方が、保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>四 令第百六十七条の五及び令第百六十七条の十一に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約（建設工事に係るものにあつては、契約金額五百万円未満のものに限る。）を締結する場合において、その者が過去二年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>五 法令に基づき延納が認められる場合において、延納についての確実な担保が提供されたとき。</p> <p>六 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時又は物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納される時。</p> <p>七 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p> <p>県有財産及び県営林産物の売り払い又は差押物件の公売等に係る買受者が、納付した契約保証金について、買受者から当該契約保証金を売買代金に充当し、その残額の代金を納入したい旨の申出があつた場合は、契約当者は、買受者から契約保証金の納付を受けるとき、契約保証金の払戻請求並びに受領の手續に必要な委任状を、保管証書とともに預りおき、売買代金の残額の納付を受けたとき、買受者に代わり契約保証金の払戻しをうけ、売買代金に充当収納の手續きをすること。</p> <p>第一七〇条関係 契約保証金の減免について</p> <p>令第一六七条の一六の規定において契約保証金を納付させることを義務づけられているが、自治省通達（準則）を基礎として契約保証金を減免できる場合を制限列举し、これらに該当する場合にのみ減免できることを規定されていること。</p> <p>1 第二号の契約の相手方が保険会社との間に契約する履行保証保険契約に係る保証（保険）金額及び第三号の県が保険会社等と契約する工事履行保証契約に係る保証金額は、契約保証金の額（契約金額の一〇〇分の一〇以上）であること。</p> <p>2 第四号中「県」、「本県以外の地方公共団体」、「種類」、「規模」及び「数回以上」とは、第一四六条関係入札保証金の減免についての1の(2)と同様であり、本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間におけるその者の契約に係る実績についても、第一四六条関係の1の(4)による証明書により確認するものであるが、本号の適用については、入札保証金の減免の場合と同様十分留意すること。</p> <p>なお、第二三八条の第二項本文の規定により物品を購入し、契約を締結する場合においては、過去における契約の実績を考慮し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは本号の適用となること。</p> <p>3 第六号中「物品が即納される時」とは、契約締結と同時に物品が納入される場合をいうものであること。</p> <p>4 第七号中「契約金額が少額」とは、契約金額が一件一二〇万円未満のものとし、契約の相手方が、当該契約を</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
	<p>八 国（独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>九 電気、ガス若しくは水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づき契約を締結するとき。</p> <p>十 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>十一 研修用原料繭の購入に係る随意契約を締結する場合又は研修用原料繭から生産した生糸の委託販売について確実な連帯保証人をたてさせて随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>十二 第八号に掲げる場合を除き、県の事務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約により委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>十三 資金を貸付する契約、預金契約、寄附に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。</p> <p>(保証人) 第七十一条 契約担当者は、普通財産を貸し付けるときは、貸し付ける普通財産の存する同一都道府県内に住所を有する者を連帯保証人としてたてさせなければならない。ただし、国（独立行政法人等を含む。）、他の地方公共団体若しくは公共的団体等に対して貸し付けるとき又は貸付けの相手方が債務を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>履行しないこととなるおそれがない随意契約に限られること。</p> <p>5 第八号中「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体及び養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体並びに青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないものである。（福岡県林業改良普及協会、九州地方消防設備安全協会等もこれに含まれる。）</p> <p>公共的団体等との間に締結する随意契約であつても公益を目的としたものに限られるので、例えば、公共的団体等が転売を目的として、県の普通財産等を購入するというような場合には本号の適用はないこと。</p> <p>なお、「公共的団体等」の中にも、いつ解散するかわからないものもあると考えられるので、本号の適用にあつては、契約の目的又は性質と相手方の性格を考慮のうえ、十分検討を要するものであること。又、公共団体については、国又は他の地方公共団体に準じてよいこと。</p> <p>6 第九号中「公益独占事業」とは、公益と密接な関係を有し、公衆の日常生活に不可欠な事業であり、かつ、その性格上独占的形態となつているもので、電気、ガス、若しくは水の供給又は公共放送事業のほか運輸、郵便、電信、医療又は公衆衛生等の事業が含まれるものであること。これらの事業は、料金等についての基準がおおむね主務大臣の認可事項となつている点にその特質があるものであること。</p> <p>又同号中「主務大臣が認可した契約約款に基づく契約」とは、例えば、保険契約等が該当するものであること。</p> <p>第一七一条関係 保証人について ただし書中「公共的団体等」とは、第一七〇条関係契約保証金の減免についての5と同様であり、又「貸し付けの相手方が債務を履行しないこととなるおそれがない」場合とは、貸付料の額の多少と相手方の資力（社会的信用力を含む。）等を比較検討のうえ判断されるべきであること。例えば、公益独占事業（第一七〇条関係の6を参照のこと。）を営む法人は、その貸付料の額にもよるが、一般的には債</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>—法—</p>	<p>(違約金) 第一百七十二条 契約書に違約金を徴収する旨の規定を設ける場合の当該違約金の額は、契約金額の百分の十以上に相当する金額としなければならない。 2 前項に規定する違約金は、契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供している場合には、その額を控除したものとす。 3 前二項の場合において、違約金として徴収しようとする額が百円未満となるものであるときは、違約金を徴収する旨の規定を設けないことができる。</p> <p>(遅滞損害金) 第一百七十三条 契約書に遅滞損害金を徴収する旨の規定を設ける場合の当該遅滞損害金の額は、遅延日数に応じて一年につき、物件の購入に関するものについては未納部分の代金の三十六・五パーセント以上に相当する金額、その他の契約にあつては別に定めるものを除き契約金額（建設工事に係る契約にあつては、既済部分に相応する金額を控除した額）の二・七パーセント以上に相当する金額としなければならない。 2 前項の場合においては、遅滞損害金を徴収する旨の規定とあわせて、当該遅滞損害金の額が百円未満であるときはこれを徴収しない旨の規定を設けることができる。</p> <p>(損害金の徴収方法) 第一百七十四条 前二条に規定する違約金及び遅滞損害金の徴収については、契約の相手方又は保証人に対する契約金その他の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収するものとする。</p> <p>第七節 契約の履行 (保険の加入) 第一百七十五条 契約担当者は、契約の目的物が火災盗難その他不測の事故によつて損害を生ずるおそれがある場合には、その目的物を保険に付させなければならない。</p>	<p>務を履行しないこととなるおそれがないものが多いと考えられること。</p> <p>第一七二条及び第一七三条関係 違約金及び遅延損害金について 違約金及び遅延損害金は、原則としてその額の多少にかかわらず、その全額を徴収すべきであるが、その額が一〇〇円未満であるときは、その取りたてに要する費用に満たない場合が多いと考えられることから、これを徴収しないことができることとされたこと。 なお、このような取り扱いをした場合においても、その額が一〇〇円未満であれば契約の相手方の債務不履行が生じてもよいということではないので、契約の相手方が完全に債務を履行するように留意を要するものであること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>(契約の履行の確保)</p> <p>第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>2 略 —令— (監督又は検査の方法)</p> <p>第六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。</p> <p>2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でない認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。</p>	<p>(監督員の職務)</p> <p>第七十六条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督員」という。）は、契約の適正な履行を確保するため細部設計図、原寸図等の必要があるときは、当該契約に係る仕様書及び設計書に基づいてこれを作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。</p> <p>2 監督員は、必要がある場合は、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。</p> <p>3 監督員は、契約の相手方に対し災害防止のための必要な指示をしなければならない。</p> <p>4 監督員は、監督の実施に当つては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにしなければならない。</p> <p>(検査)</p> <p>第七十七条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、必要があるとき又は契約の相手方から要求があつたときは、契約の履行について検査をしなければならない。</p> <p>(検査の立会)</p> <p>第七十八条 検査員が検査を行なうときは、契約の相手方又はその代理人を立会わせなければならない。ただし、正当な理由がないのに立会わないときは、欠席のまま検査することができる。</p> <p>2 検査を行なうときは、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会を求めることができる。</p> <p>3 契約担当者は、第八十条に規定する検査を行なうときは、検査員以外の職員を立会わせなければならない。</p> <p>4 前二項に規定する立会人は、検査員の検査について意見を述べることができる。この場合において、検査員と意見が一致しないとき又は検査に疑義があるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。</p> <p>(履行完了の届出)</p> <p>第七十九条 契約担当者は、必要と認める場合は、契約の</p>	<p>第一七八条関係 検査の立会について</p> <p>第二四二条の規定による物品の購入及び修繕に係る検収について、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合は、第三項の規定により検査員以外の特殊技術を有する職員を立会わせて検収を行なうこと。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
	<p>相手方をして履行が完了したときは、その旨を届出させなければならない。</p> <p>(履行完了の確認)</p> <p>第百八十条 契約担当者は、契約の履行が完了したときは、第二百四十二条に規定する場合を除き、自ら又は検査員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査し、契約の履行の完了の確認をしなければならない。この場合において、建設工事に係るものにあつては、履行の完了の日から十四日以内に確認しなければならない。</p> <p>2 部分払をする場合は、前項の例により、既済部分又は既納部分に係る履行の確認をしなければならない。</p> <p>(検査事故の報告)</p> <p>第百八十一条 検査員が検査を行なうに当たり、次の各号の一に該当する事故があると認めるときは、その事情を契約担当者に報告して、その指揮を受けなければならない。</p> <p>一 検査をすることができないとき。</p> <p>二 検査員と第七十八条第二項及び第三項に規定する立会人の意見が一致しないとき又は同一の検査について二人以上の検査員がある場合において、検査員相互間の意見が一致しないとき。</p> <p>三 その他契約の履行について疑義又は紛争があるとき。</p> <p>(履行完了の確認検査の不合格)</p> <p>第百八十二条 契約担当者又は検査員は、第百八十条に規定する検査に合格しないものがあるときは、期間を指定して補完せしめ、再検査をしなければならない。この場合において、検査員は、再検査までの期間が七日をこえるときは、あらかじめ、契約担当者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 契約担当者又は検査員は、検査に合格しないものであつても、部分的、かつ、軽易な改造、手直し又は取換えをすることにより検査に合格すると認められる場合は、契約の相手方に対し、七日以内の期間を定めてこれらの処置をなさしめ、その履行の完了を確認することにより前項に規定する再検査に代えることができる。</p> <p>3 検査員は、前項に規定する処置をしたときは、そのてん</p>	

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
	<p>末を検査調書（建設工事にあつては様式第三百三十五号によるものとする。）に記載しなければならない。</p> <p>（検査調書の作成）</p> <p>第百八十三条 第百八十条の規定による履行の完了の確認をした場合は、検査調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の検査調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、これに記名押印しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 契約の目的 二 契約の相手方 三 契約金額 四 契約の日 五 履行期限 六 履行完了の日 七 検査の日 八 立会人の所属、職及び氏名 九 検査のてん末 十 その他必要な事項 <p>3 契約担当者は、職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、工事請負及び委託に係る契約以外の契約において履行完了の確認をした場合は、確認した職員が請求書に確認した旨及び確認年月日を記載し、押印することにより検査調書の作成に代えることができる。</p> <p>（契約物件の引渡し）</p> <p>第百八十四条 契約担当者は、契約の目的物が第百八十条の規定による検査に合格したときは、すみやかに引渡しを受けなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、契約の履行の完了前であつても、契約の目的物がその性質上、可分のもので特に必要があると認める場合は、その一部分について第百八十条の規定による検査を行ない、合格と認めるときは、契約の相手方からその合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができる。</p>	<p>第一八三条関係 検査調書の作成について</p> <p>(1) 第四項中「工事請負及び委託に係る契約」とあるのは、「工事請負費及び委託料に係る契約」と同義であること。ただし、公有財産の修理の場合において、契約の相手方に仕様書を交付するときは、検査調書を作成すること。</p> <p>(2) 物品の購入及び第二五一条に規定する修繕に係る履行完了の確認の場合は、第二四二条の規定によること。</p>

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>一地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令一 (趣旨)</p> <p>第一条 この政令は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（次条第四号イ及びロにおいて「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（同条及び第五条第二項において「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定地方公共団体 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。</p> <p>二 欧州連合の供給者 物品等又は特定役務を提供し、又は提供しようとする次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 日欧協定第一・二条 (q) に規定する欧州連合構成国の国民</p> <p>ロ 日欧協定第八・二条 (n) (i) に規定する法人</p>	<p>(部分使用)</p> <p>第百八十五条 契約担当者は、建設工事の一部が完成した場合において、必要と認めるときは、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を契約の相手方の同意を得て使用することができる。</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定による使用部分については、善良な管理者の責を負い、その使用により損害を生じたときは、その損害を賠償する等適宜の処置をしなければならない。</p> <p>第八節 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約</p> <p>(競争入札の参加者の資格に関する審査)</p> <p>第百八十五条の二 令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、第百四十三条第一項（第百六十二条において準用する場合を含む。）の資格審査は随時に行うものとし、契約担当者は、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の資格審査の結果、資格がないと認めた者から請求があるときは、契約担当者は、資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(競争入札の参加者の資格に関する公示)</p> <p>第百八十五条の三 契約担当者は、特例政令第四条の公示については、令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項の規定により定める一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格のほか、次に掲げる事項を県公報により行わなければならない。</p> <p>一 調達をする物品等又は特定役務の種類</p> <p>二 前条に定める資格審査の申請の方法</p>	

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>三 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムをいう。</p> <p>四 特定役務 次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める役務をいう。</p> <p>イ 特定地方公共団体 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス若しくは同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（次号及び第十一条第一項において「建設工事」という。）又は日欧協定の附属書十第二編第 B 節 5（b）に掲げるサービスに係る役務</p> <p>ロ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。） 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービスに係る役務</p> <p>五 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。</p> <p>六 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第三条 この政令は、特定地方公共団体又は中核市の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は総務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲</p>	<p>三 令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>四 令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</p> <p>五 その他必要な事項</p> <p>（一般競争入札の公告期間等）</p> <p>第百八十五条の四 契約担当者は、特例政令第六条の公告については、第百四十八条の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り、二十四日前）に県公報により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、その期間を十日までに短縮することができるものとする。</p> <p>3 第百五十条の規定は、特定調達契約については適用しないものとする。</p> <p>（指名競争入札の公示期間等）</p> <p>第百八十五条の五 契約担当者は、特例政令第七条の規定の</p>	

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>げる調達契約については、この限りでない。</p> <p>一 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約</p> <p>二 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約</p> <p>三 特定地方公共団体又は中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約</p> <p>四 中核市の経営する電気事業に係る調達契約</p> <p>五 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であって、当該調達契約に係る特定地方公共団体又は中核市の行為を秘密にする必要があるもの</p> <p>2 前項の予定価格は、一連の調達契約が締結される場合には、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。</p> <p>（競争入札の参加者の資格に関する公示）</p> <p>第四条 特定地方公共団体の長は、この政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、地方自治法施行令第六十七条の五第二項（同令第六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、しなければならない。</p> <p>（一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等）</p> <p>第五条 特定地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。</p> <p>2 中核市の長は、地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定により特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めた場合には、次の各号のいずれにも該当する場合を除き、欧州連合の</p>	<p>公示については、前条第一項及び第二項の例により行わなければならない。</p> <p>（指名競争入札の指名基準）</p> <p>第八十五条の六 契約担当者は、特定調達契約について令第六十七条の十一第二項により定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。</p> <p>2 前条の公示を行う場合においては、前項の基準に基づいて定めた当該指名競争入札において指名されるために必要な要件も、公示するものとする。</p> <p>（指名競争入札の指名通知）</p> <p>第八十五条の七 特定調達契約に係る第六十条第二項の規定による通知は、第八十五条の五の公示と同時に行うものとする。</p> <p>（競争入札について公告又は公示をする事項）</p> <p>第八十五条の八 契約担当者は、第八十五条の四の公告又は第八十五条の五の公示において、当該公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項について英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。</p> <p>一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量</p> <p>二 入札期日</p> <p>三 公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>（競争入札に参加しようとする者の取扱い）</p> <p>第八十五条の九 契約担当者は、特定調達契約について、一般競争入札により契約を締結しようとする場合に特例政令第六条の規定による公告をし、又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合に特例政令第七条の規定による公示をした後に、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第四十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の</p>	

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>供給者が当該資格を有する者であるかどうかにかかわらず、欧州連合の供給者を当該資格を有する者として取り扱わなければならない。</p> <p>一 地方自治法施行令第六十七条の五第一項の規定により当該入札に参加する者の経営の規模に関する必要な資格を定めた場合には、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当する場合</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、地方自治法施行令第六十七条の四、第六十七条の五第一項及び第六十七条の五の二の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合する場合 (一般競争入札について公告をする事項)</p> <p>第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <p>一 競争入札に付する事項</p> <p>二 契約条項を示す場所</p> <p>三 入札保証金に関する事項</p> <p>四 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付</p> <p>五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>六 第八条に規定する文書の交付に関する事項</p> <p>七 落札者の決定の方法 (指名競争入札の公示等)</p> <p>第七条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、前条の規</p>	<p>申請があったときは、速やかに、その者が令第六十七条の五第一項又は第六十七条の十一第二項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、前項に係る資格の申請があった場合において、開札の日時まで前項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。</p> <p>3 契約担当者は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合において、第一項の審査を行った結果令第六十七条の十一第二項に規定する資格を有すると認められた者のうちから第八十五条の六第二項の規定による当該指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められた者を指名するとともに、指名した者に対し、第六十条第二項に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>4 契約担当者は、特定調達契約につき競争入札に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第一項の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札時において、一般競争入札の場合にあっては令第六十七条の五第一項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項により指名されていることを条件として、当該入札書を受理する。</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>定により一般競争入札について公告をするものとされている事項について、公示をしなければならない。</p> <p>2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第六十七条の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる事項</p> <p>二 一連の調達契約にあっては、前条第四号に掲げる事項</p> <p>三 契約の手續において使用する言語</p> <p>(入札説明書の交付)</p> <p>第八条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項として当該特定地方公共団体の規則で定める事項について説明する文書を交付するものとする。</p> <p>(落札者の決定方法の制限)</p> <p>第九条 地方自治法施行令第六十七条の十第二項(同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定は、特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、適用しない。</p> <p>(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)</p> <p>第十条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。</p> <p>3 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項</p>	<p>(入札書の提出)</p> <p>第八十五条の十 契約担当者は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならないものとする。</p> <p>(入札説明書の記載事項)</p> <p>第八十五条の十一 特例政令第八条に規定する入札説明書に記載する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特例政令第六条又は第七条の規定により公告又は公示をするものとされている事項(特例政令第六条第五号に掲げる事項を除く。)</p> <p>二 調達をする物品等又は特定役務の仕様、その他の明細</p> <p>三 開札に立ち会う者に関する事項</p> <p>四 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>五 契約の手續において使用する言語</p> <p>六 電子情報処理組織を使用して契約の手續を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項</p> <p>七 その他必要な事項</p> <p>(落札者の決定に関する通知等)</p> <p>第八十五条の十二 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、第五十八条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により通知するほか、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。</p> <p>(落札者等の公示)</p> <p>第八十五条の十三 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定し</p>	

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第九項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとするができる。</p> <p>4 前項の場合において、第九項の規定により落札者とならなかった者が二人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第二項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。</p> <p>5 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の六第一項の規定により公告をするときは、第六條の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <p>一 第一項の規定による一般競争入札の方法による旨</p> <p>二 第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨</p> <p>三 第十一項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨</p> <p>四 端数の入札を制限する場合にはその旨</p> <p>6 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第七條第一項の規定により公示をするときは、同項の規定により公示をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公示をしなければならない。</p> <p>一 第一項の規定による指名競争入札の方法による旨</p> <p>二 第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨</p> <p>三 第十一項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨</p> <p>四 端数の入札を制限する場合にはその旨</p> <p>7 特定地方公共団体の長は、前項の場合において、その特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の第十二項の規定により通知するときは、第七條第二項の規定</p>	<p>たとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して七十二日以内に、県公報により特例政令第十二條の公示をしなければならない。</p> <p>2 前項の公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日</p> <p>四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>五 落札金額又は随意契約に係る契約金額</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続</p> <p>七 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第六條の公告又は特例政令第七條の公示を行った日</p> <p>八 随意契約による場合にはその理由</p> <p>九 その他必要な事項</p>	

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>により通知しなければならない事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>8 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札が二種類以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類の異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。</p> <p>9 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が二人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、地方自治法施行令第六十七条の九の規定の例によりくじで先順位の落札者を定めるものとする。</p> <p>10 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。</p> <p>11 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、これらの競争入札に加わった者が五人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができる。</p> <p>12 前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。</p> <p>13 第十一項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。 （随意契約）</p> <p>第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七条の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公</p>		

<p>地方自治法・地方自治法施行令等</p>	<p>福岡県財務規則</p>	<p>福岡県財務規則運用要綱</p>
<p>営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。</p> <p>一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。</p> <p>二 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>三 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合</p> <p>四 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建</p>		

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。</p> <p>六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第二号又は地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第二号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。</p> <p>2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第六十七條の二第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第六十七條の二第四項及び地方公営企業法施行令第二十一条の十四第四項の規定は適用しない。</p> <p>（落札者等の公示）</p> <p>第十二条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定地方公共団体の規則で定めるところにより公示をしなければならない。</p> <p>（一部事務組合等に関する特例）</p> <p>第十三条 一部事務組合又は広域連合で特定地方公共団体又</p>		

地方自治法・地方自治法施行令等	福岡県財務規則	福岡県財務規則運用要綱
<p>は中核市の加入するものについては、この政令の規定は準用しない。 (特定地方公共団体等の規則への委任) 第十四条 この政令に規定するものを除くほか、特定調達契約について必要な事項は、特定地方公共団体又は中核市の規則でこれを定める。</p>		